

平成31年度消費者庁調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

このため、平成31年度については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議。以下「指針」という。）において示された取組等を行うとともに、「平成30年度調達改善計画の上半期自己評価の結果」を踏まえ、更なる調達の適切性、透明性の確保、効率性の向上等を目指す。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

2. 調達の現状分析

消費者庁の平成29年度調達状況は、表1から表4までのようになっており、平成29年度の少額随意契約を除く契約件数は106件、契約金額は936百万円である。

そのうち競争性のある契約は79件、契約金額は607百万円であり、競争性のない随意契約は27件、契約金額は328百万円である。

なお、競争契約の契約金額が平成28年度から減少した主な要因は、平成29年度に情報システム関係で358百万円の国庫債務負担行為による契約があったためである。

また、競争性のない随意契約について、契約件数が平成28年度から増加した主な要因は、平成29年度に開設した消費者行政新未来創造オフィス開設経費（2件、30百万円）、及び平成29年度に予定していた消費者庁LANシステムの更改が平成30年度に延期されたことに伴う再リース経費（5件、117百万円）を随意契約で行ったためである。

平成29年度の競争契約72件、533百万円に占める一者応札の割合は、件数で17件(24%)、金額で162百万円(30%)と、それぞれ前年度と比べ、±0件(△2ポイント)、△373百万円(△29ポイント)となっている。

平成29年度の少額随意契約を除く調達実績(106件、936百万円)の割合を主な経費別で見ると、情報システムは、件数で32件(30%)、金額で328百万円(35%)、調査研究は26件(25%)、226百万円(24%)、会議等運営支援は9件(8%)、99百万円(11%)となっており、これらの経費については、経費の性質等からそれぞれ違う取組を実施した結果、経費区分ごとの一者応札の件数割合は、情報システムで△16ポイント、調査研究で△15ポイント、会議等運営支援で22ポイント増、全体で△2ポイントとなっており一定の成果が見られる。

表1 平成29年度消費者庁における調達契約種別 (単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	72	68%	533	57%
	企画競争による 随意契約	0	0%	0	0%
	公募による随意 契約	6	6%	69	7%
	不落・不調に よる随意契約	1	1%	5	1%
	小計	79	75%	607	65%
競争性のない随意契約		27	25%	328	35%
合計		106	100%	936	100%

(注1) 平成29年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 平成29年度消費者庁における調達の状況 (単位：件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	17	162	55	371	72	533
割合	24%	30%	76%	70%	100%	100%
企画競争に よる随意契約	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
公募による 随意契約	6	69	0	0	6	69
割合	100%	100%	0%	0%	100%	100%

(注1) 平成29年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 比率については、単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「公募による随意契約」欄では、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては原則除外している。

表3 平成29年度消費者庁における調達経費の内訳 (単位：件、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム	32	30%	328	35%
調査研究	26	25%	226	24%
会議等運営支援	9	8%	99	11%

その他	39	37%	282	30%
合計	106	100%	936	100%

(注1) 平成29年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システムについては、システム関係経費の機器賃貸借・保守・運用支援等に係る経費である。

(注4) 調査研究については、実態調査、動向調査等の各種調査、意識調査、情報分析等に係る経費である。

(注5) その他については、消費者ホットラインの運用支援業務等に係る経費が含まれる。

表4 平成29年度消費者庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム	5	29%	35	22%
調査研究	3	18%	42	26%
会議等運営支援	4	24%	31	19%
その他	5	29%	53	33%
合計	17	100%	162	100%

(注1) 平成29年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3. 取組等

別紙1、2参照

4. 自己評価の実施方法

調達改善計画の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

5. 調達改善の推進体制等

(1) 推進体制

調達改善計画の策定・推進に当たっては、平成28年度から消費者庁行政事業レビュー推進チームに課長補佐（契約、用度・営繕担当）を、平成30年度から総務課管理室長を加えた体制により取り組んでいる。

○構成

事務局長：次長

事務局メンバー：審議官、総務課長、参事官、総務課管理室長、課長補佐（予算担当）、課長補佐（契約、用度・営繕担当）、会計専門官 等

消費者庁行政事業レビュー外部有識者

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、外部有識者の意見を活用するものとする。

6. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、消費者庁ウェブサイトで公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改訂を行うものとする。また、消費者庁各課における主要な調達案件について、年間の業務スケジュールを作成し、その進捗を管理することにより、適正な執行を行う。

重点的な取組、共通的な取組

平成31年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 一者応札改善のため、一者応札となった案件に関しては、応札しなかった事業者へヒアリングを実施する。	一者応札改善のため、これまで実施していたアンケート調査を継続しつつも、実際には回答率が低いことを踏まえ、一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者には、なぜ、応札しなかったのか、主な要因は何か、当方がどのような点に気をつけていれば、応札する可能性があったのか等のヒアリングを実施する。なお、ヒアリング事項を契約係で作成し、一者応札となった案件の担当課に渡してヒアリングの指示をし、当該調達案件の担当者自身がヒアリングを実施する。 具体的な取組は下記のとおり。 ・平成30年度に作成したヒアリング事項をより具体的なものに見直し ・一者応札対応シートの作成	一者応札となった案件には何らかの理由があり、その理由を探ること、また、その理由を探る過程で仕様書作成及び調達過程において、どのような点に気を配れば複数者が応札可能となるのか、担当課に仕様書作成の要件の検討を促すため。	A	H30	・仕様書入手、又は入札説明会に出席した事業者が複数あつたにもかかわらず一者応札となった案件に関しては、必ず担当課に対し契約係が作成したヒアリングシートを基に、開札後1週間以内に直接ヒアリングを実施させ、一者応札となった理由を明らかにさせる。そして、その内容を具体的に契約係に報告させるとともに、翌年度以降の調達においては、事業実施決裁時にヒアリング結果の反映内容を明記させる。	H31
○		随意契約の見直し	消耗品等の購入及び印刷製本の一部について、オープンカウンター方式を導入(試行)する。	オープンカウンター方式を導入することにより、見積合わせに参加する事業者が増え、競争性の確保がなされると考えられるため。	A	H31	・消耗品等の購入及び印刷製本の一部をオープンカウンター方式により調達し、本格導入へ向けた検証を行う。	H31
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組の検討を行い、改善策の成果を同委員会に報告する。また、一者応札となった個別案件については一覧表を作成しその要因を分析する。さらに、一者応札の改善に向けた研修を行う。加えて、事業者の利便性を図る観点から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を行う。 具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは全等級とするよう検討) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は3週間以上、総合評価落札方式は4週間以上の公告期間を確保) ・入札等監視委員会による一者応札改善に向けた検討及び改善策の成果報告 ・入札等監視委員会による事後審査 ・外部有識者による一者応札改善方針についての研修を実施 ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施		A	H26	・情報システムについては、CIO補佐官による調達仕様書審査において、複数者応札の障害となり得る事項の見直しを行い、担当課においては複数者へ入札参加を呼び掛ける。 ・調査研究については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討する。 ・会議等運営支援については、十分な準備期間の確保の検討を実施する。 ・会計担当においては、分かりやすい仕様書作成や担当課及び事業者にとって無理のない調達スケジュールの検討を行い、一者応札となる件数の縮減を図る。 ・入札等監視委員会については、年2回開催することを継続していく。 ・競争入札案件については、全て電子調達システムの電子入札機能を利用する。	H31
	○	地方支分部局等における取組の推進	地方支分部局がないため、該当なし		-	-	-	-
	○	電力調達、ガス調達の改善	合同庁舎に入居しているため、自ら調達することはない。		-	-	-	-

その他の取組

消費者庁

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>調達の適正性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。 	継続
<p>総合評価落札方式への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。 	継続
<p>汎用的な物品・役務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）については、共同調達を行う。 	継続
<p>人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府で実施される会計実務研修への積極的な参加や、調達事務の手引きを整備し、職員のスキルアップを図る。 	継続
<p>外部有識者による個別調達案件の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。 	継続
<p>市場価格調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。 	継続